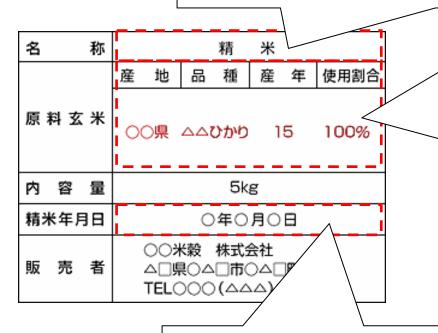
資料4

玄米及び精米の品質表示基準について

(表示制度の概要)

- ・容器に入れ、または包装された玄米及び精米に限り、「玄米及び精米品質表示基準」に従い表示を行う。
- 下記の表示事例に示す様式により、定められた表示事項を表示する必要。

玄米、もち精米、胚芽精米(胚芽を含む精米が80%以上)、うるち精米(うるちは省略可)の中から記載する。



国内産の米については、農産物検査証明に基づき、産地、品種、産年を表示するとともに、その使用割合を①単一銘柄の場合に100%と記載、②ブレンド米の場合は、記載した品種名等の使用割合を%単位で記載する必要がある。

農産物検査証明を受けていない米においては、産地、品種等を表示することができない。(括弧を付して未検査米と記載することができる)

玄米は調製年月日を、精米は精米年月日を、 輸入した米については、それらが不明である 場合、輸入年月日を記載する。

検討項目1. 包装された玄米、精米のみが、「玄米及び精米品質表示基準」の 対象となり、表示事項が義務付けられている

バラ売りされるものや、事例は少ないが籾の販売には適用されない

※ バラ売りされるものには、生鮮食品品質表示基準が適用され、 名称と原産地が表示されることになる。



《検討課題》

容器に入れ、あるいは包装された玄米、精米以外の表示をどうするか

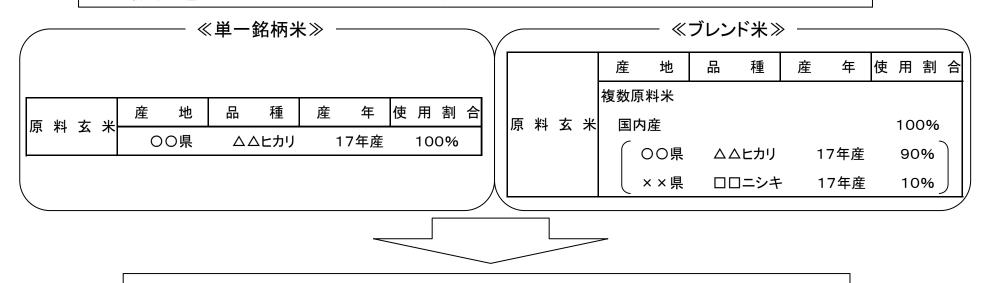
- ・バラ売りに関しても表示を行うとした場合の具体的な考え方
- ・包装していないため、ポップ等による表示が基本となることから、 どの様な項目を表示する必要があるか

等について検討

検討項目2. 使用割合を%の単位で表示しなくてはならない

使用している原料玄米について表示する場合、①単一銘柄の場合、使用 割合を100%と記載、②ブレンド米の場合、記載した産地品種銘柄の使用割 合を%単位で表示することとなっている。

一方、農産物検査等検討会において、農産物検査を受けた米であっても意図せざる他品種の混入を完全に防ぐことは困難であるとの議論になったことと100%という表示は齟齬をきたしており、また、他品種が全く混入していないとの誤認を与えることが懸念される。



《検討課題》

生産、流通等の実態から他品種が全く混入しない様な管理を行うことは困難であり、消費者に誤認を与えない表示方法について

検討項目3. 国内産の米の場合、農産物検査を受けた証明があるものしか 産地、品種、産年を表示できない

米が大量に全国流通し、産地や品種の違いにより価格に差が出るなどの流通実態から、取引の基準となる農産物検査は重要な役割を持っている。

- 一方で、農家が直接米を販売する場合に、自分が作った米であるにもかかわらず、
- ① 農産物検査を受けなければ、産地、品種、産年を表示出来ない
- ② 検査を受けても産地品種銘柄に設定された品種でないと品種名を表示出来ない

などの意見がある。



《検討課題》

産地、品種、産年について農産物検査証明と同等の信頼性が確保できる 手法による表示が出来るようにするのか

検討項目4. その他

- 〇 精米年月日
- 〇 精米と玄米の区分
- 〇 在来の品種の取扱い
- 赤米、紫黒米等、あるいは古代米の取扱い

等

(参考資料)

(「米の農産物検査等検討会(平成18年10月6日、11月10日開催)」資料より抜粋)

- 〇 農産物検査の役割
- 〇 農産物検査による産地品種銘柄証明
- 〇 平成16年産米及び17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査
- 〇 水稲うるち玄米の産地品種銘柄

1 農産物検査の役割

農産物検査法に基づく米の検査は、

米の公正かつ効率的な取引を行うための規格取引の根拠であるとともに、

小売段階のJAS法に基づく米の表示の根拠となっている。

農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抄) (目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(参考) 農産物検査と規格取引、精米表示の関係について

農産物検査

農産物検査員が目視で判定の上、登録検査 機関が証明

- -・品位規格:整粒割合等物理的性状により、-1 等、 2 等、 3 等の等級を格 付け
- ・産地品種銘柄:農産物規格規程(平成13年 農林水産省告示244号) ・産地(道府県)

・年 産 :生産年

規格取引

・産地品種銘柄

・産年

・ 品位規格(等級) 1等、2等、3等 (精米歩留格差)

JAS法に基づく玄米及び精米品質表示基準

(平成12年3月31日 農林水産省告示第515号)

産地・品種・産年及び使用割合を表示する場合は農産物検査証明を根拠

- ・産 地: 県
- ・品 種:例(コシヒカリ100%)

コシヒカリ60%、 ササニシキ20% そ の 他20%~

・産 年: 年産

3 農産物検査による産地品種銘柄証明

(1) 品種判別方法

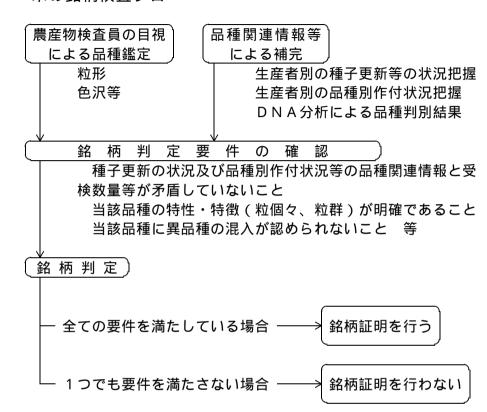
農産物検査による米の産地品種銘柄証明は、農産物検 査員の玄米形状の目視による判定を基本としている。 この場合、農産物検査員は、

ア 生産者の申告

イ 生産者の品種別作付状況等の品種関連情報 等を補完情報として活用している。

米の出荷段階での目視による産地品種銘柄証明は、出荷が集中する収穫期に大量流通する米について、短期間かつ低コストで鑑定を可能とする最も実用的な手法である。

米の銘柄検査フロー



(2) 平成16年産米及び17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査

異品種の混入

農産物検査の産地品種銘柄証明についてDNA分析による品種判別調査を実施したところ、産地段階で異品種の混入が確認された。

異品種混入程度

異品種の混入が判明したものを対象に異品種の混入度 合いを25粒法で分析した。

これによると、

ア 25粒中3粒以下のもの

16年産:53% 17年産:45%

と概ね半数である一方、

イ 25粒中13粒以上のもの

16年産:19% 17年産:23%

となっている。

とりわけ、生産者の品種名の誤記入及び品種の取り違えが、16年産及び17年産とも約10%となっている。

DNAによる品種判別調査結果 品種判別分析結果

	16年産	17年産
調査点数	16,989点	16,443点
一致	98.1%	99.2%
不一致	1.9%	0.8%

調査対象品種: 17年産 10品種 16年産 20品種

平成17年産米品種判別分析結果

ア 地域別状況

地均	或別	調査点数	異品種 入等が られた	認め
北海	9 道	568	14	(2.5%)
東	北	6,341	62	(1.0%)
関	東	3,102	20	(0.6%)
北	陸	3,059	9	(0.3%)
東	海	421	2	(0.5%)
近	畿	502	4	(8.0)
中国	四国	1,272	8	(0.6%)
九州	沖縄	1,178	12	(1.0%)

品種別状況 異品種の混 品種別 調査点数 入等が認め られたもの 29 (0.4%) コシヒカリ 8.019 あきたこまち 29 (1.2%) 2.445 ひとめぼれ 29 (1.4%) 2.132 ヒノヒカリ 1.462 14 (1.0%) はえぬき 951 6 (0.6%) 14 (2.5%) きらら397 568 つがるロマン 550 6 (1.1%) 141 3 (2.1%) ハナエチゼン 111 (-)夢つくし 1 (1.6%)

異品種の混入程度(16.17年産)

2 5粒中に混入する異品種の粘数	異品種の混入等が認められた点数		
としていていてものものでは、	16年產 17年產		
1粒~ 3粒 (4%~12%)	174点 (52.9%) 59点 (45.0%)		
4粒 ~ 6粒 (16%~24%)	5 4点 (16.4%) 2 9点 (22.1%)		
7粒~ 9粒 (28%~36%)	2 8点 (8.5%) 7点 (5.3%)		
10粒~ 12粒 (40%~48%)	10点 (3.0%) 6点 (4.6%)		
13粒~ 15粒 (52%~60%)	8点 (2.4%) 6点 (4.6%)		
16粒~ 18粒 (64%~72%)	9点 (2.7%) 5点 (3.8%)		
19粒~21粒(76%~84%)	6点 (1.8%) 3点 (2.3%)		
22粒~24粒 (88%~96%)	1 3点 (4.0%) 0点 (0.0%)		
品種名띓記入又は品種の取違え(100%)	2 7点 (8.2%) 1 6点 (12.2%)		
合 計	329点 (100%) 131点 (100%)		

(注) () 内は、構成比である。

水稲うるち玄米の産地品種銘柄(17年産道府県別検査数量上位5品種)